

【論文】

減損損失の戻入れの経済的実態と経営者の意図

Economic Condition and Managerial Intension
on Reversal of Impairment Loss

吉田 武史
Yoshida Takeshi

目次

はじめに

1. 減損損失戻入れの許容と禁止の会計思考
2. IAS 第 36 号における減損損失戻入れの処理とその論点
3. 実証分析からみる減損損失戻入れの検討
4. 減損損失戻入れに対する経営者の意図と行動

おわりに

要約

本稿では、固定資産の減損損失の戻入れの可否によって生ずる問題を検討している。減損損失の戻入れは、それを許容する IFRSs と禁止するアメリカおよびわが国の会計基準で異なっており、財務諸表の比較可能性を欠如させる。本稿では、戻入れを行う経営者の意図を分析することによって、戻入れの可否について考察している。具体的に、減損損失の戻入れの許容と禁止の背後にある会計思考およびそれらの相違が経営者の意図や行動にどのような影響を与えたのか、実際に減損損失の戻入れがどのように計上されているのかについて検討している。その上で、戻入れによって生ずる問題を明らかにし、その問題を解決するための方法を考察している。

戻入れが許容される場合には、利益管理に利用される可能性や回収可能価額の妥当性が問題となる。他方、戻入れが禁止される場合には、表現の忠実性と費用収益対応上の問題が生じる。減損損失を戻入れる代わりに、再評価する方法が考えられる。再評価すれば、利益の変動性の軽減や利益管理への利用が制限できる。戻入れを禁止しても、再評価は、表現の忠実性、その後の減価償却額の適正化による費用収益対応の問題を解消する。

ただし、再評価の方法に問題がないわけではなく、ストックの観点からさらなる検討が必要となる。

はじめに

資産の減損損失の計上は、国際財務報告基準（International Financial Reporting Standards：以下「IFRSs」という）を含めた各国の会計基準において、減損損失の認識および測定に多少の差異が存在するけれども、資産に回収可能な金額を付するための下向的な会計処理という意味において、異なるところはない。しかしながら、減損損失の戻入れについては、それを許容するIFRSsと禁止するアメリカおよびわが国の会計基準で異なっている。この相違は、会計処理の相違というだけにとどまらず、財務諸表の比較可能性にも影響を与える。

さらに、わが国において、現在、IFRSsは任意適用が可能であり、IFRSsとわが国の減損会計基準において、減損損失の戻入れの処理が異なることは、財務諸表の国際的な比較可能性のみならず、国内における財務諸表の比較可能性の欠如といった問題を生み出すことさえ懸念される。このような問題がありながらも、減損損失の戻入れを検討した文献は、比較的少ないのが現状であるといつてよい。

そこで、本稿では、減損損失の戻入れの許容と禁止の背後にある会計思考およびそれらの相違が経営者の意図や行動にどのような影響を与えたのか、実際に減損損失の戻入れがどのように計上されているのかについて検討する。その上で、戻入れによって生ずる問題を明らかにし、その問題を解決するための方法を検討したい。

1. 減損損失戻入れの許容と禁止の会計思考

IFRSsにおいて、資産の減損処理は、国際会計基準（International Accounting Standard：以下「IAS」という）第36号「資産の減損（Impairment of Assets）」に規定されている。IAS第36号における資産の減損処理は、減

損の兆候の存在、減損損失の認識、減損損失の測定および減損損失の戻入れという手続きにしたがって行われる¹⁾。以下では、まず、各国における減損損失の戻入れの規定とその背後にある会計思考を検討する。

わが国を含む諸外国の減損処理と比較した場合、減損の兆候、認識および測定のそれぞれに関して、わが国における減損処理やアメリカにおける減損処理と多少異なる点もあるけれども、資産に関する損失を計上する下向的な会計処理であるという点で、異なることはない。しかしながら、わが国やアメリカにおいては規定がなされていない過去に認識および測定した減損損失を戻入れることが認められているという点がIAS第36号の1つの特徴となっている。

わが国における減損損失の計上は、将来のキャッシュ・フローや割引率を見積もることが必要とされ、そのような見積りは、必然的に主観的とならざるを得なく、減損の存在が相当程度確実である場合のみ行われる（企業会計審議会〔2002〕「四 会計基準の要点と考え方」）とされる²⁾。このことは、相当程度確実に存在する減損損失を認識および測定し、計上した場合には、その後に当該減損損失を取り消すことが想定されていないことを意味している。したがって、いったん認識および測定した減損損失は永続的に存在し続けることが想定され、当該減損損失は取り消されないことが含意されている。

他方、アメリカにおける減損処理は、その認識において、わが国と同様、資産の帳簿価額が、使用および処分の結果生ずると期待される非割引のキャッシュ・フロー（undiscounted cash flow）の合計額を超過する場合にのみ認識される（FASB〔2002〕paras. 7および15）。したがって、アメリカにおいても、減損損失の認識は、わが国と同様、減損が確実に存在する場合にのみ行われることとなり、その後、減損損失の戻入れが

行われることが想定されていないと考えることができる³⁾。しかしながら、アメリカにおいて、このように、減損損失の認識のハードルが高い理由は、1980年代における資産の評価切下げに関する多様であり、かつ裁量的な実務を制限したためである。このことから、減損損失の認識が減損損失の戻入れを禁止することに直接的に結びつかないといえよう。

アメリカにおいて、減損損失の戻入れの禁止と直接的に結びつくのは、減損損失の測定である。アメリカにおける減損損失の測定は、資産の帳簿価額がその公正価値 (fair value) を超過する金額とされる (FASB [2002] para. 7)。減損した資産が公正価値で測定される根拠は、公正価値が市場取引を基礎とし、減損した資産の新たな原価の基礎 (new cost basis) となる点にある。減損した資産について、いったん資産への投資を終了し、当該資産へ再投資するという考え方、すなわち再投資を擬制する (梅原 [2001] 45 頁および米山 [2001] 115 頁) という考え方が採用されていることから、新たな原価の基礎として、公正価値によって減損した資産が測定される。減損した資産を継続的に利用するという意思決定は、減損した資産に対して、新たに再投資が行われたことが想定されている。新たに再投資したと仮定あるいは擬制される減損した資産に関して、その後に、減損損失の戻入れを行うことは、資産の再評価に結びつく可能性があることから、減損損失の戻入れは禁止される。したがって、アメリカにおける減損損失の戻入れの禁止は、公正価値による減損損失の測定に直接結びついていると考えられる。また、このことは、減損損失の戻入れを許容した場合には、資産の再評価に結びつく可能性も暗に意味していると考えられる。

他方、IFRSs では、IAS 第 16 号「有形固定資産 (Property, Plant and Equipment)」

において、有形固定資産について、取得原価評価以外の時価あるいは公正価値による資産の再評価が認められている (IASB [2014] para.31, IFRS 財団編, 企業会計基準委員会・公益法人財務会計基準機構監訳 [2017] A794 頁)。わが国やアメリカにおける有形固定資産の会計処理は、取得原価による評価のみが認められ、時価あるいは公正価値による資産の再評価が認められていない。前述したとおり、再評価を許容するかあるいは禁止するかといった規定は、過去に認識および測定した減損損失の戻入れの可否に結びついていると考えることもできる。

このように、各国において、減損損失の戻入れの処理およびその背後にある会計思考が異なっている⁴⁾。このような相違の結果、戻入れを許容する場合、戻入れが行われる期間において、多額の利益が計上されるが、その利益に相当する金額分だけ、資産の測定額も増加することになる。そのため、戻入れ計上後の減価償却額は、戻入れを禁止している場合に比べて多額となり、後の利益額は、戻入れを禁止している場合に比べてより少ない金額となる。他方、戻入れを禁止する場合、戻入れが行われると仮定される期間においては、利益計上されることはないが、後の減価償却額は、戻入れを許容している場合に比べて少額となる。したがって、後の利益額は、戻入れを許容している場合に比べて多額となる。つまり、減損損失の戻入れを許容するか、あるいは禁止するかは、利益の認識に関するタイミングの差としてあらわれる。

利益の認識に関するタイミングの差は、戻入れが許容されている場合、戻入れが禁止されている場合に比べて、より多くの裁量性を生み出す可能性がある。戻入れが禁止されている場合、戻入れを行うかどうかの判断が介入しない。以上のことから、戻入れが許容されている場合には、第 1 に、戻入れを行うかどうかの判断が介入する。第 2 に、戻入れの

意思決定を行う場合において、どの期間に、どれほどの金額を戻入れるかといった裁量が与えられている。さらに、戻入れを許容する場合には、その後の減価償却額を含めて、利益が流動化しやすくなり、財務諸表の期間比較性に問題が生ずることになろう。そこでは、減損損失の戻入れがどのような意図をもって行われているのかを明らかにする必要が生ずる。

また、財務諸表の利用者にとって、投資を新規に行うか、継続するかあるいは清算するかの決定は、ある一定時点の財務諸表を検討して行うものであり、たとえば、減損損失の戻入れを行わない場合の将来に関する利益の流れを見越して決定するものではない。また、資産の回収可能性が増加したにもかかわらず、それを反映しないことは、投資意思決定の有用な情報を提供していないという問題がある。つまり、資産あるいは資産グループを取り巻く経済的実態に見合うように、資産の回収可能性を反映させることも重要となる。そこでは、減損損失の戻入れがどのような経済的実態によって行われているのかも明らかにする必要が生ずる。

2. IAS 第 36 号における減損損失戻入れの処理とその論点

IAS 第 36 号における減損損失の戻入れ処理は、具体的には、以下のように行われる。第 1 に、減損損失を計上した期間以降の各報告期間の末日に、過去に認識した減損損失がもはや存在しないあるいは減少している可能性を示す兆候があるかを検討し、そのような兆候がある場合、過去に減損損失を認識した資産の回収可能価額を、再び見積もることとなる (IASB [2013] para.110, IFRS 財団編, 企業会計基準委員会・公益法人財務会計基準機構監訳 [2017] A1036 頁)。

回収可能価額の再見積による減損損失の戻

入れは、使用または売却のいずれかによる資産の見積潜在用役の増加によって、回収可能価額が増加するとされる (IASB [2013] para.115, IFRS 財団編, 企業会計基準委員会・公益法人財務会計基準機構監訳 [2017] A1037 頁)。この場合には、資産から得られる将来のキャッシュ・フローが増加したことを意味していることから、資産にそもそも備わっている経済的便益の増加ととらえることができる。回収可能価額の再見積によって、回収可能価額が増加した場合には、回収可能価額の算定に用いた見積に変更がなされており (IASB [2013] para.114, IFRS 財団編, 企業会計基準委員会・公益法人財務会計基準機構監訳 [2017] A1037 頁)、そのような見積の変更が減損損失の戻入れの直接的な要因ととらえることができよう。したがって、「見積潜在用役の増加 = 回収可能価額の増加 = 将来のキャッシュ・インフローの増加 = 経済便益の増加」ととらえられ、これらの増加は、減損損失を計上した時点での見積から変更が生じたことが要因とされる。回収可能価額の見積の変更額は、減損損失の戻入れ額として計上される。

ただし、回収可能価額の増加額のすべてが減損損失の戻入れ額として計上されるわけではない。減損損失の戻入れ額は、過去において計上した減損損失がなかったとした場合の帳簿価額を超えてはならないとされている (IASB [2013] para.117, IFRS 財団編, 企業会計基準委員会・公益法人財務会計基準機構監訳 [2017] A1037 頁)。したがって、減損損失の戻入れ額は、たとえ、回収可能価額が過去に減損損失がなかったとした場合の帳簿価額以上の金額で計上されることはなく、過去に計上した減損損失の金額を超えることはない。このことは、過去に減損損失がなかったとした場合の帳簿価額を上限とし、戻入れ前の帳簿価額を下限として、その間で、再見積がなされた回収可能価額が資産の帳簿価額

となることを意味している。つまり、このことは、上限および下限といった制限があるが、その範囲内において、裁量的な減損損失の戻入れが行われる可能性を示唆しているともいえよう。

減損損失戻入れの可否に関して、IASB〔2013〕paras.BCZ183～184、IFRS財団編、企業会計基準委員会・公益法人財務会計基準機構監訳〔2017〕B2145～2146頁では、減損損失の戻入れが取得原価主義⁵⁾に反するかあるいは取得原価主義と整合的であるかの検討が行われている。減損損失の戻入れが取得原価主義に反すると考えられる理由は、回収可能価額は資産の再評価に用いられる測定的基础に類似していることから、減損損失の戻入れは、資産の上向的な評価替あるいは再評価とは変わらず、もはや取得原価による評価ではないと解釈される。ここでは、減損損失の戻入れと資産の再評価の類似性に着目がなされている。再評価の考え方を敷衍すれば、減損損失の計上後、回収可能価額が付された資産の金額は、新しい資産の原価となる点に焦点が充てられている。これは、減損損失の計上とその後の減損損失の戻入れを連続した事象としてとらえずに、それぞれ別々の事象としてとらえていることを意味している。

他方、取得原価主義と整合的であるという考えられる理由は、戻入れによって、減損損失が認識されなかった場合の帳簿価額を超えない以上、それは再評価ではないと解釈される。ここでは、減損損失の戻入れと資産の再評価の異質性に着目がなされている。再評価の場合には、信頼が可能な公正価値によって、取得原価以上の金額が資産に付される⁶⁾ことが前提となる。回収可能価額の見積の変更額は、減損損失がなかった金額を超えて、資産に付されることがなく、両者は、まったく異なる処理であることが含意されている。つまり、減損損失の計上とその後の減損損失の戻入れを連続した事象としてとらえているこ

とを意味している。

さらに、減損損失戻入れの可否に関して、利益に与える影響からも検討が行われている。減損損失の戻入れを禁止する立場からは、第1に、戻入れによる利益の変動性が生じ、定期的な短期利益の測定は、長期性資産の測定における未実現の変動に左右されるべきではないことおよび第2に、戻入れが実務上の濫用や利益の平準化につながることを主張している（IASB〔2013〕para.BCZ183、IFRS財団編、企業会計基準委員会・公益法人財務会計基準機構監訳〔2017〕B2145頁）。減損損失の計上やその戻入れが頻繁に行われ、かつそれらが意図的ないしは裁量的に行われていない場合には、利益がランダムに変動し、有用な情報とはならないことおよびそれらが意図的ないしは裁量的に行われる場合には、利益管理（earnings management）につながり、利益の平準化につながる問題点が指摘されている。他方、減損損失の戻入れを認める立場からは、第1に、戻入れ後に行われる減価償却が目的適合的となり、当期および将来期間の経営成績が適正に表示されることおよび第2に、戻入れが行われなかった場合には、減損損失計上年度に多額の損失を生じさせるが、それ以後の期間には、減価償却費が少なくなり、利益が大きくなると指摘されている（IASB〔2013〕para.BCZ184、IFRS財団編、企業会計基準委員会・公益法人財務会計基準機構監訳〔2017〕B2146頁）。しかしながら、第2の点については、戻入れの可否に関係なく、減損損失計上後の減価償却費は、企業が意図的に減損損失の戻入れを行わなければ、変動しないことから、減損損失を戻入れるための根拠とはなっていない。したがって、戻入れを認める立場から、利益計算において、減価償却費が経済的便益の費消に即するという点のみに戻入れの根拠が求められよう。

以上の検討を整理すれば、減損損失戻入れの論点は、第1に、減損損失がなかったと仮

定した場合の帳簿価額を上限として行われ、無制限に帳簿価額を引き上げることを意図してはいないこと、第2に、戻入れ額の上限は決まっているけれども、その範囲内における回収可能価額の見積は主観的なものとならざるを得ないこと、第3に、戻入れが資産の再評価に該当するののか、あるいは損失の戻入れに該当するののかによって、その可否が決定されるべきこと、第4に、利益の変動性ないしは、損益の反転性を認めるののか否かということ、第5に、利益管理を認めるののか否かということおよび最後に、減価償却費の適正化、つまりは配分計算を、どのように考えるのかということにまとめることができよう⁷⁾。

以下では、減損損失の戻入れに関する実証あるいは実態分析をつうじて明らかにされたことを検討し、その上で、上記の論点を関わらせ、戻入れの問題をさらに考察したい。

3. 実証分析からみる減損損失戻入れの検討

以下では、減損損失の戻入れの分析について、減損損失の戻入れがどのような状況あるいは経済的実態のもとで行われ、そこに、経営者の意図が存在するかどうかおよび存在するのであれば、どのような意図をもって戻入れが行われているのかを考察する。このような考察により、減損損失の戻入れから生ずる問題点を明らかにしたい。なお、ここでは、減損損失の戻入れを分析したものについて、その年代順に考察する。

(1) アメリカにおける減損会計基準設定前の減損損失戻入れの分析

アメリカにおいて、減損会計基準が設定されるときに、戻入れの検討を行った討議資料およびそのコメントレターを分析し、どのような企業がどのような場合に戻入れを要求するのかを、検討した川島〔2004〕がある。これは、戻入れを禁止しているアメリカにおい

て、減損会計基準の設定にあたり、戻入れの許容を検討し、基準設定前に戻入れの意味を明らかにしたものとして評価できよう。

減損会計基準が設定される状況において、アメリカでは、産業界から戻入れを肯定する声が寄せられており、そのような声が減損会計基準設定におけるコメントレターに反映されている。さらに、このようなコメントレターは、全体で146通寄せられているが、そのうち、事業会社が107通(73%)であった⁸⁾とされる。このうち、財務データを入手できない事業会社からのコメントレターを除いた92通を分析の対象としている(川島〔2004〕45～47頁)。

上記の92通のうち、減損損失の戻入れを要求しているものが34通(37%)あり、戻入れの禁止を要求しているものが50通(54%)であり、かつ戻入れの許容と禁止を特定できないとする企業や無回答がそれぞれ4通の計8通(9%)とされている。

戻入れの禁止を要求している主な理由としては、①戻入れは利益の変動性が増大することにより、当初の減損処理への信用を失うこと、②戻入れは未実現利益の計上であり、取得原価主義から乖離すること、③偶発利得や低価主義との整合性を担保することおよび④利益調整の余地があり、実務の濫用につながるものがあげられている(川島〔2004〕47頁)。①から④の内容は、ほぼ戻入れによる利益に与える影響の問題点が指摘され、減損の鍵概念となる資産の回収可能性には触れられていない。つまり、資産に関する回収可能性ないしは経済的価値の反映というよりも、戻入れによる利益計算に与える影響について、①では利益の変動性と損失の反転性、②では未実現利益の計上、③では保守主義との一貫性および④では利益管理の観点から問題視されていると考えることができる。

他方、減損損失の戻入れを要求している主な理由としては、①減損は見積に依存してい

ることから、見積の改訂についても認識することが有用な情報となること、②戻入れの禁止が財政状態の過小表示と将来利益の過大表示を引き起こし、経済的実態が反映されないことから、表現の忠実性を保つために戻入れが必要なこと、③戻入れを行わない帳簿価額が歴史的な原価あるいは経済的な価値のいずれにも属さないことの3点が挙げられている(川島〔2004〕47～48頁)。①から③の内容は、ほぼ資産の経済的実態を反映することに主眼が置かれ、戻入れが利益に対して与える影響を問題視しているものがない。したがって、戻入れを行わない場合において、資産の回収可能性ないしは経済的価値が適切に反映されないといった資産の側からの問題点が指摘されている⁹⁾。

上述の戻入れの要求とその禁止の主な理由は、戻入れの要求に関しては、資産の回収可能性あるいは経済的価値の適切な反映という観点から主張がなされ、戻入れの禁止に関しては、利益計算に与える影響の問題という観点から主張がなされている。このことを敷衍すれば、戻入れの禁止には、利益計算の観点を重視する収益費用観(Revenue and Expensive View)がその根幹に存在し、戻入れの要求には、資産や負債の経済的価値の反映を重視する資産負債観(Asset and Liability View)がその根幹に横たわっているのかもしれない。つまり、いずれの会計観に依拠するかによって、戻入れの要求と禁止という2つの見解に別れてしまうとも解釈することができる¹⁰⁾。

なお、川島〔2004〕49～50頁では、戻入れの要求と禁止を会計観の相違としてはとらえずに、戻入れが行われる前提条件としての減損損失計上の時期に関わらせて検討している。戻入れの禁止を主張する企業は、減損損失の計上に、慎重な姿勢を示す企業である。他方、戻入れの要求を主張する企業は、減損損失の計上に、積極的な姿勢を示す企業であ

るとされている。具体的にそのような企業が属する産業を分析し、戻入れを要求する産業には、電力業が多く、他方、戻入れの禁止を要求する産業には、石油・ガス業が多いことを明らかにしている。

電力業においては、電力料金の決定において、減価償却費が重要な要素となっている。戻入れを行う場合には、減価償却が減損損失戻入れ後のより大きな帳簿価額で行われることから、減価償却費が増大する。このことにより、電力料金を高く設定することを可能にし、収益がその分増大し、巨額の固定設備の取替に十分な資金を回収することが可能となることが指摘されている。他方、戻入れを行わない場合には、減価償却が減損損失計上後の帳簿価額にもとづいて行われることから、減価償却費は変化しない。このことにより、電力料金によって、巨額の固定設備を取替えることができなくなる可能性を指摘している(川島〔2004〕51頁)。

石油・ガス業が減損損失の戻入れの禁止を主張している理由の多くは、利益変動が増大することを問題視していること(川島〔2004〕51頁)にあり、これは、前述の利益計算の観点から戻入れを禁止している主な理由と整合性がある。

また、川島〔2004〕52～53頁において、コメンテーターを提出した企業に関する財務データを分析しており、減損損失の戻入れを要求している企業と戻入れの禁止を要求している企業の特性を分析している。戻入れを要求している企業は、業績が比較的停滞し、一時的な増益材料として戻入れを活用する機会を保持するインセンティブが働いている。そのような背景には、経営者のモチベーションが働いている可能性を指摘している。他方、戻入れの禁止を要求している企業は、固定資産の割合が大きいほど戻入れの実務コストの負担が大きくなる。さらに、このような企業は、固定資産の割合が大きいほど戻入れの財

務的影響が大きく、そのような影響の回避を意図している。

以上により明らかになることは、減損損失の戻入力は、資産の回収可能性あるいは経済的価値の反映という視点よりも、企業を取り巻く環境や経営者の意図によって、利益に与える影響が考慮され、当該戻入れが裁量的に行われる可能性があるということである。

(2) 台湾の上場企業における減損損失戻入れと利益管理の分析

台湾の上場企業¹¹⁾において、減損損失の戻入れが企業にどのような影響を与えているのかを検討しているものに、Duh, R.R, Lee, W.C and Lin, C.C [2009]がある。Duh, R.R, Lee, W.C and Lin, C.C [2009] p.114では、第1に、減損損失の戻入れが利益管理の機会を提供しているかどうか、第2に、財務制限条項 (debt covenant)¹²⁾ や報酬契約が利益管理行動のためのインセンティブを経営者に提供するかどうか、第3に、コーポレートガバナンスのメカニズムがそのような行動を緩和させる可能性があるかについて検討している。

第1の問いについては、減損損失の計上は、キャッシュ・フローと割引率のような経営者の見積といった指標を生じさせることから、戻入れを行う金額の決定に関する主観的な構成要素は、機会的な利益管理を生じさせるかもしれないことを指摘している。戻入れを行うことが可能である場合、多額の減損損失の計上は、企業が利益目標や利益指標を達成しないリスクがあるときに、多くの戻入れを生じさせることにつながることを指摘している。つまり、実現利益が目標にわずかに届かない場合に、経営者が減損損失の戻入れを行うことを推定し、多額の減損損失を計上する企業は、後々の期間において、利益の低下を避けるために減損損失の戻入れをより多く行う仮説 (以下「仮説1」という) を設定して

いる (Duh, R.R, Lee, W.C and Lin, C.C [2009] p.117)。

第2の問いについては、財務制限条項の制約に違反することを避けるために、経営者は、会計基準において与えられている裁量性を非常によく利用することを推定している。その上で、高い負債比率を有する企業は、利益の低下を避けるために、以前に認識した減損損失を戻入れる可能性が高いという仮説 (以下「仮説2」という) を設定している。他方、利益にもとづく報酬契約が利益管理のためのインセンティブを経営者に提供することを推定している。その上で、利益にもとづく報酬契約を有する企業は、利益の低下を避けるために減損損失の戻入れをより多く行うという仮説 (以下「仮説3」という) を設定している (Duh, R.R, Lee, W.C and Lin, C.C [2009] pp.117 ~ 118)。

第3の問いについては、効果的なコーポレートガバナンスのメカニズムが財務報告の質の改善に役立つことを基礎とし、仮説を設定している。具体的には、効果的なコーポレートガバナンスのメカニズムは、減損損失の戻入れに負の関連性があるという仮説 (以下「仮説4」という) である。さらに、効果的なコーポレートガバナンスのメカニズムは、利益の低下を避けるため、減損損失の戻入れを減少させるという仮説 (以下「仮説5」という) である (Duh, R.R, Lee, W.C and Lin, C.C [2009] pp.118 ~ 119)。

以上の5つの仮説を検証するにあたり、2004年から2005年の間に資産の減損損失を認識した企業および2005年1月1日から2007年の第1四半期までの期間に戻入れを行った金融業以外の台湾の上場企業をサンプルとしている。サンプル数は、[図表1]に示されており、戻入れが観察された企業数は、67社である。このうち、財務的な歪みがあるなど分析に適さない12社が除かれ、最終的なサンプル数は55社となっている (Duh,

減損損失の戻入れの経済的実態と経営者の意図

R.R, Lee ,W.C and Lin, C.C [2009] p.119)。減損損失を計上した企業のうち、戻入れを行っている企業の割合は、全体として、67社 ÷ 406社 = 16.5%にとどまった。

サンプル企業の業種別分類は、[図表2]に示すとおりである。最も戻入れを行った業種は、建設業であり、それにつづいたのは、電子部品業や通信業であった。[図表2]から明らかなおと、建設業と電機あるいは電子に関わる業種に戻入れが多数みられる。このようにサンプルを選択した後に、5つの仮説を検討するために、多変量トウベット回

帰分析を行っている。

仮説1について、減損損失を計上した企業は、後々に減損損失の戻入れを行う傾向があり、この傾向は、戻入れ前に利益水準が低い企業に顕著であることが明らかとなっている。かつ減損損失の戻入れは、利益管理に関する「クッキージャー (Cookie Jar)」の実務を経営者に提供しているかもしれないこと示す(Duh, R.R, Lee, W.C and Lin, C.C [2009] p.126)。

仮説2については、企業が近々財務制限条項の制約を受ける場合に、その緩和を生み出

〔図表1〕台湾上場企業における2004年1月1日から2007年の第1四半期までの減損損失および戻入れ計上の状況

	2004年	2005年	2006年	2007年	合計
2004年減損損失計上企業	102社	(8社)	(5社)	—	102社 (13社)
2005年減損損失計上企業	—	304社 (2社)	(42社)	(10社)	304社 (54社)
合計	102社	304社 (10社)	(47社)	(10社)	406社 (67社)

〔出所〕Duh, R.R, Lee, W.C and Lin, C.C [2009] p.119にもとづき、筆者作成。なお、括弧書きで示されていない数値は減損損失を計上した企業数を示しており、括弧書きで示されている数値は戻入れを行った企業数を示している。

〔図表2〕台湾上場企業における減損損失の戻入れを行った業種別の分類

産業	戻入れ企業数	割合 (%)
食品	2	3.64
プラスチック	3	5.45
織物	1	1.82
電線・ケーブル	1	1.82
鉄鋼	2	3.64
建設	12	21.80
卸売	2	3.64
その他	2	3.64
石油、ガスおよび電気	1	1.82
半導体	1	1.82
コンピューター・周辺機器	4	7.27
光電子	5	9.09
通信	6	10.91
電子部品・構成物	7	12.73
情報サービス	4	7.27
その他の電子	2	3.64
合計	55	100.00

〔出所〕Duh, R.R, Lee, W.C and Lin, C.C [2009] p.120を一部修正している。

すため、減損損失の戻入れを経営者が利用することを明らかにしている。仮説3については、株式やストックオプションなどによる経営者報酬は、株式市場が減損損失の戻入れに対して正の反応を有している場合のみ、戻入れのインセンティブが働く。ただし、株式市場は減損損失に対して反応しているが、減損損失の戻入れに対しては反応せず、戻入れを行う経営者のインセンティブは弱いことを明らかにしている (Duh, R.R, Lee, W.C and Lin, C.C [2009] pp.128 ~ 129)。

仮説4および5については、効果的なコーポレートガバナンスのシステムは、減損損失の戻入れを遅らせることに役立つこと、および経営者は、利益の低下を避けるため、減損損失を戻入れるが、効果的なコーポレートガバナンスは、そのような行動を抑制することを明らかにしている (Duh, R.R, Lee, W.C and Lin, C.C [2009] pp.130 ~ 131)。

以上より、減損損失の戻入れは、利益管理のための1つの道具として利用される可能性があることが明らかとなる。戻入れは、資産の回収可能性あるいは経済的価値を適正に反映する目的ではなく、あくまでも、利益管理手法の1つとしての意味があることが明らかとなる。

(3) カナダの経営者に対するアンケート調査による減損損失戻入れの動機の分析

減損損失の戻入れの可否と経営者報酬契約の存在の有無というシナリオにもとづいて、カナダの経営者に行ったアンケート調査を分析し、経営者がどのような意図をもって、減損損失の戻入れを行うのかを分析したものに、Trottier, K [2013] がある。

Trottier, K [2013] p. 2 ~ 3 では、減損損失の戻入れは、経済的価値が回復した状況において、資産の時価と帳簿価額とを近づけ、財務報告の忠実な表現を改善させるために行うとし、利益の平準化を主たる理由としてい

ないことを指摘している。その上で、減損損失の戻入れの許容、あるいは経営者報酬の存在が経営者の意思決定にどのような影響を与えるのかを分析している。

彼らは、減損損失を計上した以後の将来の期間に、悪化している業績を相殺するために、戻入れをすることが可能であるからこそ、減損損失が計上されることを推定している。その上で、戻入れができない損失計上を避ける傾向があるという推定にもとづき、経営者は、戻入れが許容される減損損失を計上する傾向があるという仮説 (以下「仮説1」という) を設定している。さらに、経営者へのアンケート調査によって、報酬契約を有する経営者は、減損損失を計上しない傾向があるという仮説 (以下「仮説2」という) を設定している (Trottier, K [2013] p. 5)。

これらの仮説を分析するため、役職名称、売上高および産業の3つの基準を用いて、データベースから入手可能な経営者1,505人に対し、メールによる質問票を送付している。これによって、118人 (回答率は7.84%) の経営者から回答を受け取っている。さらに、質問は、①経営者報酬があり、減損損失の戻入れが禁止されている場合の減損損失の計上の可否、②経営者報酬があり、減損損失の戻入れが許容されている場合の減損損失の計上の可否、③経営者報酬がなく、減損損失の戻入れが禁止されている場合の減損損失の計上の可否および④経営者報酬がなく、減損損失の戻入れが許容されている場合の減損損失の計上の可否について行っている。これらの質問に対する回答は、[図表3] のようにまとめられ、仮説1と仮説2が支持されることを明らかにしている (Trottier, K [2013] pp. 5 ~ 6 および 10 ~ 11)。

[図表3] では、戻入れの可否のみに着目した場合、戻入れが許容されている方がより減損損失計上の可能性があることを示唆している。これは、減損損失の計上の主観的な判

〔図表3〕戻入れの許容と禁止および経営者報酬の有無による減損損失計上の可否

アンケート回答の平均値	4.85 ポイント	
戻入れの許容と禁止および報酬の有無に着目した減損損失計上の可否		
報酬を考慮せず、戻入れのみに着目した場合の減損損失計上の可否	戻入れが許容	戻入れが禁止
	5.24 ポイント	4.35 ポイント
戻入れを考慮せず、報酬のみに着目した場合の減損損失計上の可否	報酬がある	報酬がない
	4.59 ポイント	5.08 ポイント
2 × 2 の分類	戻入れが許容	戻入れが禁止
報酬がある	5.25 ポイント	3.93 ポイント
報酬がない	5.24 ポイント	4.83 ポイント

〔出所〕 Trottier, K [2013] p.11 を一部修正している。なお、図表の数値は、減損損失を計上すべきであるという意見が7ポイントであり、減損損失を計上すべきではないという意見が1ポイントとされている。したがって、数値が高ければ高いほど、減損損失を計上すべきということを意味している。

断や見積りに強く依存していることから、その判断や見積りの変更が後々に修正可能な場合に、減損損失を計上するという経営者の心理を表していると考えることができよう。報酬の有無のみに着目した場合には、報酬がない方がより減損損失計上の可能性があることを示唆している。報酬がある場合には、目標利益を達成するために、経営者が減損損失の計上を躊躇する可能性がある。他方、報酬がない場合には、目的を達成する必要性がないことから、減損損失の計上に躊躇がないことを示唆していると考えられよう。

さらに、減損損失の可否と経営者報酬の有無を組み合わせた回答によれば、戻入れが許容されている場合、経営者報酬の有無での数値はほぼ同等である。したがって、戻入れが許容されているならば、経営者報酬の有無にかかわらず、より減損損失が計上される可能性が示唆されている。戻入れが禁止されている場合、経営者報酬の有無のそれぞれにおいて、戻入れが許容されている場合に比べて、数値が低い。経営者報酬がある場合が最も低い数値となっている。これは、経営者報酬があり、かつ戻入れが禁止されている場合に、経営者が減損損失の計上に躊躇すること、つまり、損失計上を遅らせる可能性があることを示唆している。したがって、戻入れが禁

止されている場合には、減損損失の計上を遅らせる可能性があり、かつ経営者が置かれている状況によって、減損損失の計上を遅らせる可能性がある。

Trottier, K [2013] p.13 では、戻入れが許容あるいは禁止される理由を集計しており、それは、〔図表4〕のとおり示される。

〔図表4〕より、戻入れが許容される場合に、減損損失の計上が多くなる理由としては、第1に、資産の回収可能性あるいは経済的価値を反映することができる表現の忠実性に資するという意見が多い。第2に、経営者報酬に関わせたものとなっている。第3に、そもそも減損損失の計上は、主観的な判断や見積りが介入することから、いったん行った会計処理について、その後の変更によって、取り消すことができないようなことを避けることがあげられている。最後に、前述した「Cookie Jar」に利用することが可能な原資を担保しておくという理由があげられている。戻入れ許容の場合、突出して高い回答はない。戻入れが行われる場合の理由は、企業を取り巻く環境や経営者が置かれている状況に起因して、経営者の意図によって行われることを意味している。つまり、戻入れが行われる理由は、一義的に決定することができないと考えられよう。

〔図表4〕戻入れの許容と禁止のケースごとの減損損失計上の理由

記述回答	割合
戻入れ許容の減損損失が多く計上される理由	
資産の経済的価値が回復する場合、損失を戻入れることにより、資産の帳簿価額がよりよく示されるため	33%
戻入れに伴って、資産の経済的価値が回復する場合、経営者報酬を受け取れるため	26%
減損損失に関する見積誤りが存在する場合、経営者は、戻入れ禁止の損失を記録することをいやがるため	24%
将来の低業績において、利益に振り戻すことができる金額を別に採っておくため	18%
その他	1%
戻入れ禁止の減損損失が多く計上される理由	
減損損失の戻入れが純利益を変動させるので、経営者が戻入れ禁止の損失の記録をいやがらないため	71%
もしも戻入れが禁止されるならば、毎年、再見積が要求される作業が少なくなるため	20%
その他	11%

〔出所〕Trottier, K〔2013〕p.14を一部修正している。

他方、戻入れが禁止される場合には、それにより、利益の変動が生じず、経営者が確信をもって減損損失の計上を行うことが可能であろうという意見が突出している。事務的なコスト負担が不要であるという意見がそれにつづいている。戻入れが禁止されることについては、損失の反転性がないことに起因する利益の変動性を回避することに主眼が置かれている。これを敷衍すれば、たとえば、減損損失戻入れ禁止の主張者は、資産の回収可能性や経済的価値を反映させることには主眼を置かず、あくまでも利益計算に与える影響のみに着目しているとも考えることができよう。さらに、このことは、減損損失の計上にあっても、資産の回収可能性や経済的価値を反映させることではなく、あくまでも回収不能額を損失として計上することに、主眼を置いているとも考えることができよう。

(4) 減損損失戻入れと減損した資産に対する投資の関係の分析

減損損失の戻入れの可否と減損損失計上に関する経営者の責任の有無によって、経営者が減損損失を計上した資産に対して、追

加投資を行うかについての検討を行っているものに、Rennekamp, K, Rugar, K.K and Seybert, K〔2015〕がある。

ここでは、第1に、減損損失の戻入れの可否によって、経営者はどのような行動を行うかあるいは経営者にどのような影響を与えるかという観点から、分析が行われている。Duh, R.R, Lee, W.C and Lin, C.C〔2009〕やTrottier, K〔2013〕とは異なり、ここでの経営者の行動あるいは経営者への影響は、減損損失計上後に、減損した資産に対して、追加投資を行うのかといった観点から分析されていることに特徴がある。さらに、減損損失の計上は、減損した部門の業績悪化に対する責任を生じさせることから、自己認識を脅かす(Rennekamp, K, Rugar, K.K and Seybert, K〔2015〕p.740)といった経営者の感情ないしは心理学的な見地に焦点を充てた「認知的不協和(Cognitive Dissonance)¹³⁾」という観点から分析を行っている。

上述のような観点から、資産の減損の決定の責任をもつ経営者は、戻入れが許容される(戻入れが禁止される)場合に、減損損失を計上した部門により多く(少ない)投資を行

減損損失の戻入れの経済的実態と経営者の意図

うという仮説（以下「仮説1」という）を設定し、オンラインの実験調査を行っている。実験の参加者は、メリーランド大学とイェールビジネス大学の大学院生、学部生と同窓生の66人である。そのうちの27%は学部と同窓生であり、18%は現在の大学院生あるいは大学院の同窓生であり、かつ残りの55%は現在の学部生とされる。回答にあたり、減損損失計上後の事業年度において、研究開発の資金800億ドルを企業の4つの事業部門（①小型端末部門、②コンピューターとノートパソコン部門、③ヘッドフォンとスピーカーイヤホン部門および④フラットパネルディスプレイ部門）へと配分しなければならないことが前提条件とされている。フラットパネルディスプレイ部門は、競合他社によって、技術革新が行われ、前年度に、235億ドルまでその部門の資産を減損しなければならなかったことが前提となっている。フラットパネル部門に対して、800億ドルのうち、いくら配分すべきかが回答となる（Rennekamp, K, Rugar, K.K and Seybert, K [2015] pp.745 および 747)。回答結果は、[図表5]のとおりである。

4つの部門に対して、800億ドルを均等に配分すれば、1部門あたり、200億ドルが配分される。[図表5]から明らかになるように、業績悪化に対する経営者の責任があり、かつ戻入れが許容されるケースである場合、配分額が最も多くなる。そこでは、1部門あたりに配分される均等額を大きく超えている。これは、経営者の責任感を呼び起こしている。

この部門に対して、投資をより行うことによって、業績悪化を改善させた後に、減損損失の戻入れを行い、業績悪化に対する責任の軽減を望む経営者の心理を読み取れるであろう。他方、業績悪化に対する経営者の責任があり、かつ戻入れが禁止されるケースである場合、配分額が最も少なくなる。これは、業績悪化の責任を経営者が受容し、当該部門をリストラクチャリングすることによって、業績悪化に対する責任追求を逃れたい経営者の心理を読み取ることもできよう。

業績悪化に対する経営者の責任がないケースにおいて、戻入れ禁止の方が多く配分されている。これは、減損損失計上以降において、追加投資を行い業績悪化が改善し、戻入れが許容されるならば、戻入れにより一時的に利益は増加するけれども、資産の帳簿価額が増加し、それ以降の減価償却費が増加することになる。他方、戻入れが禁止されるならば、資産の帳簿価額は増加せず、かつ減価償却費も増加しない。したがって、追加投資を行い悪化した業績が改善した場合、それ以降の収益が改善し、増加することになる。この場合、比較的少ない減価償却費が計上されることから、戻入れの禁止は、年度利益が多く計上される。このような経済的帰結を経営者が意図し、業績悪化の責任がない場合、戻入れ禁止の方が多く配分されていると解釈することが可能である。ただし、このような意図を経営者がもっていたとするならば、戻入れが禁止されている場合には、回収可能性あるいは経済的価値が増加した資産額が反映されないこ

〔図表5〕 減損損失計上部門に対するその後の研究開発費の配分額の中央値

(単位：億ドル)

減損損失計上の責任	減損損失の戻入れ		全体
	戻入れ許容	戻入れ禁止	
責任がない	169.4	200.6	184.5
責任がある	224.4	154.7	188.5
全体	196.1	178.0	-

Rennekamp, K, Rugar, K.K and Seybert, K [2015] p.749 を一部修正している。

とや改善された収益に対応する減価償却費が計上されておらず、費用と収益の対応がなされないといった問題を引き起こすことになる。

また、Rennekamp, K, Rugar, K.K and Seybert, K [2015] p.753では、責任が一意に決定されず、経営者が業績悪化の責任を拒否できる場合の研究開発費の配分についても実験を行っている¹⁴⁾。その結果は、上記の検討と同様に、減損した部門の研究開発への配分は、責任を否認することができない場合、戻入れの禁止よりも戻入れの許容の方が大きくなるが、責任を拒否することができる場合、戻入れ許容と戻入れ禁止の間で異なっていないことが明らかにされている。

以上の検討から、戻入れが許容され、かつ減損損失の計上が経営者の責任に帰されない場合、経営者は、減損した資産あるいは部門に対して、最も多い追加投資を行い、業績悪化の改善および減損損失の戻入れを行う意図が存在していることが明らかとなる。さらに、戻入れが禁止され、かつ減損損失の計上が経営者の責任に帰されない場合にも、減損した資産あるいは部門に対して、より多くの追加投資を行い、業績悪化の改善を行う意図が存在していることが明らかとなる。悪化した業績が改善した場合、減損損失の戻入れを行わないことにより、減損した資産あるいは部門の回収可能性や経済的価値の増加がそれらの帳簿価額に反映されない。また、業績改善による収益の増加に対応する減価償却費が計上されず、費用収益対応の観点から問題がある。

(5) わが国における減損損失戻入れの開示分析

わが国のIFRSs適用企業における減損損失戻入れの開示を分析したものとして、吉田[2017]がある¹⁵⁾。そこでは、2016年3月期までにIFRSsを適用した有価証券報告書を開示している企業数77社を対象とし、この

うち、2012年から2016年3月までに、減損損失の戻入れを行っている企業25社を分析している¹⁶⁾。戻入れを行った業種は、食品業、医薬品、ガラス・土石製品、電気機器、精密機器、卸売業、その他金融業および不動産業の8業種であり、それぞれの業種に含まれる企業数は、1社のみである(吉田[2017]91頁)。

それらの詳細な内容は、[図表6]のとおりである。[図表6]によれば、減損損失戻入れの平均値、最大値および最小値は、年度によりバラツキがある(吉田[2017]92頁)。その理由は、前述のとおり、IAS第36号においては、戻入額の上限と下限は決まっているけれども、その範囲内における回収可能価額の見積は主観的なものとならざるを得ないことが影響していると考えられる。さらに、回収可能価額の見積の変化を戻入れのメルクマールとしている企業が大多数であり、回収可能価額の改訂にもとづいて、戻入れが判断されており(吉田[2017]92頁)、大きな裁量性が介入している可能性がある。

以上から、戻入れ額については、バラツキが大きく、その原因は、主観的な判断や見積が介入せざるを得ないためであることが明らかとなる。ただし、この分析については、わが国におけるIFRSs適用企業数およびそのうち減損損失の戻入れを行った企業が少ないので、注意を要する¹⁷⁾。

4. 減損損失戻入れに対する経営者の意図と行動

ここまで、減損損失の戻入れに関する分析を考察することにより、減損損失の戻入れの可否に関し、主として、以下のような実態が明らかとなる。

- (1) 利益が大きく変動することを経営者が嫌うために、戻入れを回避する傾向にあること。

〔図表6〕2012年3月期から2016年3月期までの減損損失戻入れの企業数

年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	合計
戻入れ計上企業数	2社	4社	4社	7社	8社	25会計年度
IFRSs適用企業数	11社	29社	61社	76社	65社	242会計年度
戻入れ計上割合	18.18%	13.79%	6.56%	9.21%	12.31%	10.33%
戻入れの平均値	272百万円	1,376百万円	747百万円	1,007百万円	1,004百万円	881百万円
戻入れの最大値	462百万円	2,469百万円	1,336百万円	2,829百万円	3,828百万円	3,828百万円
戻入れの最小値	82百万円	282百万円	157百万円	33百万円	150百万円	33百万円

出所) 吉田〔2017〕91頁。

- (2) 有形固定資産の保有割合が大きい場合、コストや財務的影響が大きいことから、戻入れを回避する傾向にあること。
- (3) 経営者報酬を得るための目標利益を達成すること（低下している利益を増額させること）や財務制限条項を緩和することを目的とした戻入れが行われ、戻入れが利益管理に利用されていること。
- (4) 戻入れが許容されるケースは、戻入れが禁止されるケースに比べて、減損損失が積極的に計上されること。
- (5) 業績悪化による減損損失の計上について、経営者に責任がなく、かつ戻入れが許容されている場合には、多額の追加投資が積極的に行われること。他方、経営者に責任があり、かつ戻入れが禁止されている場合には、追加投資が積極的には行われないこと。
- (6) 業績悪化による減損損失の計上について、経営者に責任がなく、戻入れが禁止されている場合にも、比較的多額の追加投資が行われるが、この場合、業績悪化の改善後、経済的便益たる資産に関する表現の忠実性の観点および費用と収益の対応という観点から問題が生じる可能性があること。
- (7) 戻入れ額はバラツキが大きく、それは、主観的な判断や見積りが介入せざるを得ない回収可能価額が基準となっていることを理由としていること。

以上のような実態が明らかとなるが、戻入れが許容されているケースと禁止されている

ケースに分類し、さらに、これに加え、戻入れを意図する経営者の行動と戻入れを意図しない経営者の行動に分けた上で、当該経営者の行動を、減損損失の計上行動、戻入れ行動の意図および追加投資といった観点から整理すると、〔図表7〕のとおりとなる。

〔図表7〕では、戻入れを行う意図がない経営者の行動は、戻入れの可否にかかわらず、戻入れは行わないことが前提となっている。そこでは、業績悪化による減損損失の計上には、経営者自身に責任があることや悪化した業績が改善しないことを想定することが可能である。そのような場合には、そもそも減損損失の計上が消極的となり、その計上は、「ビッグバス会計 (big bath accounting)¹⁸⁾」などを目的として、裁量をもって行う意図が存在する。さらに、悪化した業績は改善しないことが想定されることから、追加投資は消極的とならざるを得ないであろう。

他方、戻入れを行う意図がある経営者は、それが許容される場合には、積極的に多額の減損損失を計上し、その後の利益管理のために戻入れを利用する意図があると考えられよう。また、その目的を達成するために、多額の追加投資を行うことが想定できる。他方、戻入れが禁止される場合には、減損損失の計上において、「ビッグバス会計」などを目的として、裁量をもって行う意図が存在する。しかし、たとえ、禁止されているとしても戻入れを行う意図があるということは、悪化した業績の改善が見込まれていることが想定可

減損損失の戻入れの経済的実態と経営者の意図

〔図表7〕 減損損失戻入れの可否と戻入れの意図の有無により想定される経営者行動

	戻入れ許容のケース		戻入れ禁止のケース	
戻入れを行う意図がある経営者行動	減損損失計上	・戻入れを容易に行うようにするため、積極的に多額の減損損失を計上	減損損失計上	・戻入れ禁止のため、減損損失の計上は消極的（ただし、「ビッグバス会計」目的の場合を除く）
	戻入れを行う意図	・目標利益を達成するため ・財務制限条項を緩和するため ・利益管理に利用するため	戻入れの意図	・会計上の規定にしたがって戻入れを行うことはない
	投資の追加	・戻入れを裁量的に行うことが可能な状況を生み出すために、最も多くの追加投資を行う	投資の追加	・比較的多くの追加投資により業績が改善した場合、収益に対応する減価償却費が少なくなることから、積極的に行う
戻入れを行う意図がない経営者行動（減損損失の計上に経営者の責任や悪化した業績が改善しないという前提がある）	減損損失計上	・経営者自身が招いた業績悪化による減損損失の計上を想定することができ、その計上には、消極的となる	減損損失計上	・戻入れ禁止のため、減損損失の計上は消極的（ただし、「ビッグバス会計」目的の場合を除く）
	戻入れを行わない意図	・有形固定資産の割合が大きい場合、コスト増や財務的影響が大きく躊躇する ・利益変動を嫌う	戻入れの意図	・会計上の規定にしたがって戻入れを行うことはない
	投資の追加	・そもそも戻入れを行わないという意図があることから、減損損失の計上に責任のあるケースが想定可能であり、積極的な投資は行われない	投資の追加	・追加投資を行っても、戻入れがなされず、経営者自身の責任による減損損失の計上であることから、積極的な投資は行われない

〔出所〕筆者作成。

能であり、業績改善のために、比較的多くの追加投資を行うことが想定される。その場合、前述した表現の忠実性や費用収益対応の観点から問題が生ずる。

さらに、戻入れを行う意図がある経営者について、それが禁止される場合には問題とはならないが、それが許容される場合にはその指標となる回収可能価額の測定いかんにより、戻入れの時期および金額についての問題が生ずる。このような問題は、戻入れが禁止されている場合、生ずることはない。

以上の検討から、特に、戻入れを行う意図があり、それが許容される場合、（１）利益管理に利用される問題および（２）回収可能

価額の妥当性の問題が生ずる。他方、戻入れを行う意図はあるが、それが禁止される場合、（１）減損損失の計上に消極的になり、裁量をもって計上される問題および（２）追加投資により回収可能性が回復した場合には、表現の忠実性と費用収益対応の問題が生ずることが明らかとなる。

このような問題を解決するために、戻入れではなく、再評価することが考えられる。この場合には、減損損失の戻入れに相当する金額が再評価積立金として計上されるため、純利益ではなく、包括利益に影響を与える。したがって、戻入れは、利益の変動性の緩和や利益管理に利用されにくくなる可能性が高く

なる。さらに、減損損失の戻入れを禁止している場合においても、再評価する場合には、資産の回収可能性あるいは経済的価値が反映されることから、表現の忠実性の問題や減価償却費の適正化による費用収益対応の問題は解決すると考えられる。

ただし、再評価の問題は、第1に、それによった場合であっても、回収可能価額の測定に内在する主観的判断や見積といった問題が解決されるわけではないことである。第2に、そもそも取得原価主義にもとづく会計制度においては、再評価が認められる余地がないことである。

これらの問題への対応には、戻入れというフロー面からではなく、資産というストック面からの考察が不可欠であろう。それは、減損会計の鍵概念となる「回収可能性」概念の精緻化や IFRSs およびイギリスの固定資産の評価思考の基礎にある「企業にとっての価値」の考察である。

おわりに

本稿では、固定資産の減損損失の戻入れに関する実証分析を手がかりとし、戻入れが経営者の意図と行動にどのような影響を与える

のかを検討した。その結果、減損損失計上後に業績が改善することを想定し、追加投資を行い、かつ戻入れを行う意図がある場合に次の問題が生ずることが明らかとなった。第1に、戻入れが許容されるならば、戻入れが利益管理に利用されることである。第2に、戻入れの指標として回収可能価額が必ずしも妥当ではないことである。第3に、戻入れが禁止されるならば、表現の忠実性と費用収益対応の問題が生ずることである。

このような問題の解決方法として、戻入れではなく、再評価することが考えられる。再評価によれば、純利益に影響を与えないため、利益の変動性の軽減、利益管理への利用の制限が期待できる。

ただし、再評価の方法に問題がないわけではない。回収可能価額の測定に主観的判断や見積が介入する。また、取得原価主義にもとづく場合には、再評価が認められる余地がない。これが意味するところは、戻入れがストック面に与える影響に着目することの必要性である。その検討は、具体的には、「回収可能性」概念の精緻化や「企業にとっての価値」の考察であるが、これらについては、後の課題としたい。

以上

(注)

- 1) なお、IAS 第36号における減損処理の詳細な規定については、吉田〔2006〕37～38頁を参照のこと。
- 2) 減損の存在の相当程度の確実性は、具体的には、減損損失の認識の手続きにあらわれており、わが国における減損損失の認識は、資産あるいは資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローが当該資産あるいは資産グループの帳簿価額を下回る場合に行われる（企業会計審議会〔2002〕「二

- 減損損失の認識と測定 2 減損損失の認識）。
- なお、このような減損損失の認識は、戻入れを禁止する規定に結びつくのみならず、特に、減損損失の認識の実行可能性が考慮されているともいえる（吉田〔2015〕122頁）。
- 3) アメリカにおいて、減損損失の認識のハードルが高い理由は、1980年代の長期性資産の評価切下げ実務において、「利益の平準化（smooth income）」の目的をもって、「稼得利益（earnings）」が高い場合に評価切下げを記録したり、あるいは「垢落とし（take a

- bath)」の目的をもって、稼得利益が乏しい場合に評価切下げを記録したりするように、長期性資産の評価切下げに関し、「自由裁量 (discretion)」が働いていたことに起因している (Alciatore, M, Dee, C.C, Easton, P and Spear, N [1998] p. 1 および Zucca, L.J [1996] p.28)。つまり、アメリカにおいては、後述するように、減損損失の認識と減損損失の戻入れの禁止が直接的に結びついているわけではなく、結果として、間接的に結びついたものであると考えることができる。
- 4) なお、戻入れを許容する IAS 第 36 号と戻入れを禁止する SFAS 第 144 号の比較については、MacDonald, L. A [1999] paras.40 ~ 42 を参照のこと。
- 5) なお、IASB [2013] paras.BCZ183 ~ 184, IFRS 財団編、企業会計基準委員会・公益法人財務会計基準機構監訳 [2017] B2145 ~ 2146 頁では、取得原価主義について、取得原価会計や取得原価会計システムという記述がなされている。また、他の文献によっては、歴史的な原価主義などの名称が付されていることもある。ここでは、それぞれについて、厳密な意味を検討し、それぞれの相違を明らかにすることが目的ではないことから、一般的に用いられている取得原価主義という名称をもって検討している。
- 6) なお、資産の再評価については、IFRSs がイギリスの会計基準の思考を引き継いで設定されていることを考えるならば、再評価の公正価値は、「企業にとっての価値 (Value to the Business)」を基礎とし、「企業にとっての価値」は、減損や資産の処分以外には、通常、取替原価 (replacement cost) となることが想定される (小野 [2006] 107 頁)。
- 7) なお、各国の会計基準を比較検討した Paul, J [1997] では、戻入れの許容と禁止のそれぞれの立場における理由を明らかにしている。戻入れの許容は、(1) 最新の将来の経済的便益を反映することにより表現の忠実性や信頼性が担保されることおよび (2) 将来の減価償却の決定の基礎として重要であること (Paul, J [1997] para. 2. 4. 5) を根拠として主張されることを明らかにしている。他方、戻入れの禁止は、(1) 取得原価主義から離脱すること、(2) 実現前に収益あるいは利得を認識すること、(3) 実務の混乱を引き起こすことおよび (4) 結果として算定される利益が流動的になることの 4 つの問題を根拠として、主張されていることを明らかにしている (Paul, J [1997] paras. 2. 4. 7 ~ 2. 4. 24)。
- 8) なお、川島 [2004] 46 頁では、146 通のコメントレターのうち、事業会社 107 通 (73%)、会計士 18 通 (12%)、学者 5 通 (3%)、国営会社 3 通 (2%) およびその他 13 通 (9%) であったことを明らかにしており、このうち、戻入れを行う経営者の意図に着目していることから、事業会社のコメントレターを分析の対象としている。
- 9) なお、川島 [2004] 49 頁では、上述の 3 つの理由以外にも、減損損失の早期計上を図るために、戻入れが要求されるべきであるという意見 (保守主義的思考) や減損損失計上後の資産能力の改善により、収益とそれを生み出す減価償却費を適正に対応させるために戻入れが要求されるべきであるという意見 (費用収益対応の思考) が示されている。
- 10) 本稿においては検討を行わないが、このような会計観の相違に起因することを前提とした場合の減損損失の戻入れの可否が検討されるべきであろう。その場合、そもそも減損損失は、資産負債観あるいは収益費用観のいずれによるものであるのかが検討され、それによって、戻入れが依拠する会計観が決定されるのかもしれない。また、減損損失は、いずれの会計観によっても説明することが可能である場合には、特に戻入れについて、いずれかの会計観によるもの

であるのかといった検討がなされるべきかもしれない。ただし、減損損失もその戻入れもいずれの会計観によっても説明できるものであるという可能性やいずれの会計観によっても説明できないものであるという可能性もあるかもしれない。これらに関する詳細な検討は、別稿にゆずりたい。

- 11) 2005年以降、台湾における上場会社は、IAS第36号「資産の減損」と同等の台湾のSFAS第35号を遵守することが要求されている（Duh, R.R, Lee, W.C and Lin, C.C [2009] p.115）。また、台湾におけるIFRSsの適用については、林 [2016] 75～76頁を参照のこと。なお、林 [2016] 75頁によれば、台湾では、行政院金融管理委員会の監督下にある上場企業と金融機関（一部の金融機関を除く）に対して、2013年1月1日以降に開始される事業年度から財務諸表の作成に際し、2010年度版IFRSsをベースとした台湾政府により批准された国際財務報告基準（International Financial Reporting Standards ratified by Taiwan government：以下「TIFRSs」という）を強制適用することが求められており、一部を除いて、ほぼIFRSsの規定が適用されていることが指摘されている。したがって、TIFRSsにおいては、IAS第36号で規定されている減損損失の戻入れも規定されている。
- 12) 財務制限条項は、債務契約に付される「約束事や誓約」のうち、借り手企業の財務諸表や会計情報に依拠したものであり、借り手がこれに違反した場合、資金の一括返済などが命じられるものであるとされる。つまり、借り手企業の財務的あるいは会計的な行動を直接的あるいは間接的に制限するものであると考えることができる（中村・河内山 [2018] 1および9頁）。
- 13) ここに、認知的不協和とは、自分自身のいくつかの側面に矛盾が存在すると生ずる不

快な心理状態とされる。この状態において、その不協和を低減させようとする動機的欲求が働くと考えられる。なお、認知的不協和は、フェスティンガー（Festinger, L）によって、最初に提唱されたとされる（重榊・四本監訳 [2013] 687頁）。

- 14) なお、そこでの仮説は、経営者が減損した部門の業績に関する責任を否定することが可能な場合よりも不可能な場合に、減損損失の戻入れの許容および禁止の間で、投資配分に関して、大きな相違が生ずるかどうかということである（Rennekamp, K, Rugar, K.K and Seybert, K [2015] p.753）。
- 15) ただし、吉田 [2017] においては、減損損失の戻入れの開示のみに焦点を充てたものではなく、有形固定資産会計全般に関する開示に焦点を充てている。したがって、減損損失の戻入れの開示のみを分析したものではない。
- 16) なお、25社の企業については、戻入れを複数年度行っている企業が存在することに留意されたい。
- 17) なお、Gordon, E.A and Hsu, H.T [2018] p.207においても、IFRSsが適用されるヨーロッパ企業の減損損失の戻入れが分析されている。そこでは、フランス（CAC40）、ドイツ（DAX40）およびイギリス（FTSE250）といった主要な株式指標から、289のIFRSs適用の大企業（1,412の観察対象年度）から構成される戻入れのサブサンプルデータを手動で集めている。そのようなサブサンプルにおいて、38の戻入れが存在しているが、分析から有意な結果を発見することができないことを明らかにしている。このことは、吉田 [2017] と同様に、戻入れの適用がわずかであり、かつ戻入れの金額が少ないことに関係していよう。
- 18) 「ビッグバス会計」については、Ried, E. J [2004] pp.824～825を参照のこと。

(参考文献)

- Aiciatore, M, Dee, C.C , Easton, P and Spear, N [1998] Asset Write-Downs : A Decade of Research, *Journal of Accounting Literature*, Vol.17, pp. 1 ~ 39.
- Duh, R.R, Lee, W.C and Lin, C.C [2009] Reversing an impairment loss and earnings management : The role of corporate governance, *The International Journal of Accounting*, Vol.44, No.2, pp.113 ~ 137.
- Financial Accounting Standards Board (: FASB) [2002] *Statement of Financial Accounting Standard (:SFAS) No.144 Accounting for the Impairment or Disposal of Long Lived Assets*, FASB.
- Gordon, E.A and Hsu , H.T [2018] Tangible Long - Lived Asset Impairments and Future Operating Cash Flows under U.S.GAAP and IFRS, *The Accounting Review*, Vol.93, No. 1 , pp.187 ~ 211.
- International Accounting Standards Board (:IASB) [2013], *International Accounting Standard(:IAS) No.36, Impairment of Assets.*, IFRS 財団編, 企業会計基準委員会・公益法人財務会計基準機構監訳 [2017] 『国際財務報告基準 (IFRS) 2017』中央経済社。
- IASB [2014] *IAS No.16, Property, Plant and Equipment.*, IFRS 財団編, 企業会計基準委員会・公益法人財務会計基準機構監訳 [2017] 『国際財務報告基準 (IFRS) 2017』中央経済社。
- MacDonald, L.A [1999] Comparative Analysis of IAS 36 (1998) , Impairment of Assets, and U.S GAAP including FASB Statement 121, Accounting for the Impairment of Long-Lived Assets and for Long-Lived Assets to be Disposed of, Bloomer. C ed., *The IASC-U.S Comparison Project: A Report of on the Similarities and Differences between IASC Standards and U.S GAAP*, FASB.
- Paul, J [1997] *Review of Accounting Standards Specifying a Recoverable Amount Test for Long - Lived Assets*, FASB.
- Rennekamp, K , Rupar, K.K and Seybert, K [2015] Impaired Judgment : The Effects of Asset Impairment Reversibility and Cognitive Dissonance on Future Investment, *The Accounting Review*, Vol.90, No. 2 , pp.739 ~ 759.
- Ried, E. J [2004] An Examination of Long - Lived Asset Impairment, *The Accounting Review*, Vol.79, No. 3 , pp.823 ~ 852.
- Trottier, K [2013] The Effect of Reversibility on a Manager's Decision to Record Asset Impairments, *Accounting Perspectives*, Vol.12, No. 1 , pp.1 ~ 22.
- Zucca, L.J [1996] Regulating the "Unexpected" Loss : A Critique of Asset Impairments Under FAS 5 and 121, *The Journal of Corporate Accounting and Finance*, Vol.8, No.1, pp.27 ~ 30.
- 梅原秀継 [2001] 『減損会計と公正価値会計』中央経済社。
- 小野正芳 [2006] 「イギリスの固定資産会計と企業にとっての価値」『千葉経済論叢』第34号, 97 ~ 123頁。
- 川島健司 [2004] 「減損損失の戻入れをめぐる企業の論理 - なぜ、特定の企業は戻入れを肯定するか」『現代ディスクロージャー研究』第5号, 45 ~ 55頁。
- 企業会計審議会 [2002] 『固定資産の減損に係る会計基準』企業会計審議会。

- 重榊算男・四本裕子監訳〔2013〕『APA 心理学大事典』培風館。
- 中村亮介・河内山拓磨〔2018〕『財務制限条の実態・影響・役割－債務契約における会計情報の活用－』中央経済社。
- 林健治〔2016〕「諸外国における IFRS 適用規制と開示実践－台湾・韓国の IFRS アドプションをめぐる」『商学研究』第 32 号, 73～93 頁。
- 吉田武史〔2006〕「減損会計モデルの構造とその意義」『商学集志』第 76 巻第 3 号, 35～54 頁。
- 吉田武史〔2015〕「減損会計の将来の方向性とその課題」『会計・監査ジャーナル』第 27 巻第 8 号, 119 頁～128 頁。
- 吉田武史〔2017〕「IFRS 適用企業における有形固定資産会計の開示に関する実態分析」『ディスクロージャーニュース』第 35 号, 86～94 頁。
- 米山正樹〔2001〕『減損会計－配分と評価－』森山書店。

【Abstract】

In this paper, we investigate problems on reversal of impairment loss. The reversal of impairment loss will differ between IFRSs that allow reversals and US.GAAP and Japanese accounting standards that prohibit reversals, resulting in problems such as lack of comparability of financial statements. Therefore, using empirical analysis on the reversal of impairment loss as a clue, we consider problems regarding reversal by examining management's intent and behavior on reversal.

The problems are whether the reversal is used for earnings management or whether the recoverable value is adequate if reversing is permitted, whereas if the reversal is prohibited, there are problems of faithful presentation and matching principles. In order to deal with problems, revaluation can be considered. According to revaluation, the reduction of the variability of profits and the use for earnings management are restricted. Even in the case of prohibiting the reversal, revaluation eliminates problems of faithful presentation and matching principles by subsequent depreciation.

However, there are problems with the revaluation method.

